

Q 18

人権を侵害する事象に直面した。

人権侵害事象に直面したとき、適切な対応が取れないために、被害を受けた子どもをさらに傷つけてしまう場合があります。その場でどのように対応するのかを知っておくとともに、人権侵害が起こらないようにする普段からの取組みが大切です。

A1 機を逸することなく対応することが大切です。

人権を侵害する事象を見聞きした教職員が、その場で問題点を子どもたちにきちんと指摘することが大切です。その際、被害を受けた子どもの人権を守ることを最優先にします。また、特定の子どもに対する人権侵害でなくても、何も指摘せずに放置することのないようにしなければなりません。その事象に至るまでの過程を含めて事実確認を正確に行うとともに、その場の状況を記録し、校長・准校長、教頭や人権教育担当に連絡します。場合によっては、関係する子どもからていねいに聞き取ることも必要です。

A2 被害を受けた子どもの立場にたって取り組みます。

被害を受けた子どもの人権を守ることを最優先に考えます。被害を受けた子どもは、人権を侵害する事象の問題性を指摘できないことがあり、そのことに自尊心を著しく傷つけられることがあります。また、同じようなことが繰り返されるのではないかという不安を抱くこともあります。そのような子どもと保護者の思いや願いを十分に聞き取り、共感をもって受けとめ、支えるようにしてください。直接被害を受けていなくても、人権課題に関係のある当事者の子どもや身近な関係者に当事者がいる子どもに対しても同様の配慮とケアが必要です。

A3 互いに尊重できる集団づくりを進めましょう。

加害の子どもへの教育的指導は、その事象に至るまでの過程でのいらだちや悔しさ等気持ちの揺れに配慮しつつ、何が問題なのかについて気づきを促すようにします。そして、自分の問題として差別意識の解消に向けて積極的に取り組む姿勢を身に付けられるように指導します。その際、子どもどうしの人間関係を踏まえ、どのような意識に基づいた行為なのかを検討する必要があります。加害の子ども自身が、生活や学力などの面において課題を抱え、心理的に抑圧された状態で差別的な言動をする場合もあります。それらを踏まえた上で、当事者間の人間関係の修復にていねいに取り組む必要があります。

問題解決の取組みを通じて、学校の教育課題が明らかになります。子どもたちにとって安全で安心できる学校の環境をつくるためには、互いに尊重できる集団づくりを進めていくことが必要です。

〈ポイント〉

人権を侵害する事象が起こっていても、それに気づかなければ、子どもたちの人権を守ることができず、その機会を捉えて人権教育を行うこともできません。人権侵害事象に気づき、その問題性を見抜くためには、日常から人権及び人権問題に対する深い理解と、鋭敏な人権感覚・意識をもつことが重要です。

★CHECK①★

①「学校における人権教育推進のための資料集 [事例を教訓化し、学校の取組を前進させるために]」

(大阪府教育委員会 令和7〔2025〕年3月改訂予定)

学校で起きた差別事象などに対する取組を進めるための道筋と留意点が、事例を示して解説されています。

②「教職員のための差別事象対応ワークシート」(大阪府教育庁 令和5〔2023〕年3月)

教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的とした、校内研修等で活用することができるワークシートです。①「学校における人権教育推進のための資料集 [事例を教訓化し、学校の取組を前進させるために]」を参考に、6つの事例を取り上げています。各事例について、「『その場』の対応編」と「初期対応編」の2つのワークシートがあり、ワークシートに取り組んだ後は、各編の「解説」において、事象対応のポイントを確認することができます。

★CHECK②★

「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」(大阪府教育庁 令和6〔2024〕年9月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9145/gakushukatudoutaikei.pdf>

「ネット上の偏見・差別について考える学習教材」(大阪府教育庁 令和6〔2024〕年9月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

近年の情報化の進展に伴い、SNS などインターネット上の差別や人権侵害に対する対応が課題となっています。児童生徒を被害者にも加害者にも傍観者にもしないために、ネット上の偏見・差別について考える教材や指導のてびきを紹介しています。

★CHECK③★

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&A 集」

(大阪府教育委員会 平成 15〔2003〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/sekuharaqa.html>

子どもからセクシュアル・ハラスメントの被害の訴えがあった場合の対応をマニュアル化しています。

★CHECK④★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20〔2008〕年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の8と9では、子ども集団の関係性の分析と方針決定やその見直し計画の立て方について具体的な方法の例が紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21〔2009〕年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

★CHECK⑤★

①「大阪府人権尊重の社会づくり条例」

(府民文化部人権局人権企画課 平成10[1998]年10月施行、令和元[2019]年10月一部改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/jourei/index.html>

②「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例～大阪府性の多様性理解増進条例～」(府民文化部人権局人権企画課 令和元[2019]年10月施行)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/sogijorei/index.html>

③「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例～大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例～」(府民文化部人権局人権擁護課 令和元[2019]年11月施行)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken/yogo/hatejyourei/index.html>

④「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」

(府民文化部人権局人権擁護課 令和4[2022]年4月施行、令和5[2023]年10月一部改正、令和6[2024]年4月一部施行)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken/internet/jourei.html>

★CHECK⑥★

「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために(通知)」(大阪府教育委員会 令和2[2020]年9月)

子どもの人格形成に深く関わる教職員には、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身に付けることが求められています。

人権侵害事象は子どもたちの心を傷つけ、その後の成長に大きな影響を与える行為です。とりわけ、差別を見逃さず子どもの人権を守る立場にある教職員による人権侵害事象は、決してあってはならないことです。

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」や「府立学校に対する指示事項」、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」、「学校における人権教育推進のために—『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集—」に基づき、すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つけ直しつつ教育活動を行うなど、人権教育の一層の充実に取り組むことが重要です。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成30[2018]年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とし、まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。また、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。さらに、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行うとともに、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもへの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。とりわけ、いじめの問題では、問題発生要因・背景を多面的に分析し、加害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。差別やいじめを許さない集団づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。

教職員の子どもに対するセクシュアル・ハラスメントは、子どもの心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害し、その後の成長に避けがたい影響を与える深刻な問題である。セクシュアル・ハラスメントに対しては厳しく対処するとともに、その発生を防止し、子どもの学習環境を保障するため、教職員研修を実施するなど、教職員の問題意識の喚起と資質の向上を図ることが重要である。

これらの差別やいじめ、セクシュアル・ハラスメント等の様々な人権侵害に対して総合的な教育相談体制を充実する必要がある。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。〔第Ⅰ章－1.－(1)〕
- ◎ 人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であることを言ったものである。このような人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。つまり、価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。〔第Ⅰ章－1.－(3)〕
- ◎ いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の変因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。
〔第Ⅱ章－第1節－1.－(3)〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」(文部科学省 令和6〔2024〕年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm

- ◎ 生徒指導提要における生徒指導の定義は、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」とされており、生徒指導の取組に当たっては、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。特に、「児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達の過程を学校や教職員が支える」という発達支持的生徒指導と、共生社会の一員となるための人権教育の双方の推進を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚の育成を図ることが重要である。〔Ⅰ－2.－(2)〕
- ◎ いじめに関しては、それ自体が人権侵害であり、「いじめ防止対策推進法」に基づき適切に対応することは当然であるが、いじめに取り組む基本姿勢として、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することが求められる。特に、児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要である。
〔Ⅱ－2.－(1)－①〕